お知らせ

市立病院通信 -⑦-

お元気ですか

市立長浜病院
産婦人科
齋藤　真理　先生

このコーナーでは、市立長浜病院の医師の紹介を兼ねて、「普段の生活での予防法」など生活に役立つ“健康豆知識”を紹介します。

子宮頸がんを過去の病気に

産婦人科医として、皆さんにぜひともお伝えしたいことがあります。

それは、子宮頸がん検診の必要性です。

日本において、子宮頸がんは女性特有のがんのなかでは乳がんに次いで多いがんです。とくに最近は20歳代、30歳代に増加しており、ちょうど出産時期と重なることから“マザーキラー”というふうにも言われ、多くの若い女性が亡くなっているのです。

子宮頸がんは、発がん性のHPV（ヒトパピローマウィルス）感染によって起こる病気です。そしてなんと、性交経験のある女性の約80％が一度はこれに感染しています。一度感染してもほとんどは自然の免疫力で排除されますが、感染が続いてしまうとがんになりやすくなります。

子宮頸がんワクチンは、この発がん性HPV感染を高い確率で予防します。できれば性交経験前に接種するのが望ましく、日本産婦人科医会では第一の接種対象として11～14歳の女性を推奨しています（第二の接種推奨対象は15～45歳）。

ただしワクチンを接種したら100％がんにならないとは言いきれないので、がん検診は必要です。

子宮頸がんは検診で、がんになる前やごく初期のがんの段階で発見が可能です。早く発見できれば、妊娠前の大切な子宮を手術で失うこともありません。

20歳代以上の女性は、1～2年に一度は必ず子宮頸がん検診を受けてください。

子宮頸がんが過去の病気になり、皆さんが一日も長く健やかに過ごされるよう、切に願っています。

問 市立長浜病院（☎68－2300(代表)）

インフルエンザ予防接種についてのお知らせ

インフルエンザは普通の風邪に比べて、高熱、頭痛、関節炎、筋肉痛などの全身症状が強いのが特徴で、高齢者や慢性疾患患者がかかると、肺炎などの合併症を引き起こしやすい病気です。

昨年まで流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、今年の4月1日から通常の季節性インフルエンザに変わりました。下記の高齢者インフルエンザ予防接種事業対象者以外の人の接種は任意接種となり、費用は自己負担（医療機関が定める額）となります。

高齢者インフルエンザ予防接種事業

【対象者】市内在住で、接種日において次の①または②にあてはまる人
①65歳以上の人
②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳1級程度）
【接種期間】10月15日(土)～12月31日(土)
【費　用】個人負担：2,000円　※生活保護世帯の人は無料（接種前の申請により助成券を発行します。）
【持ち物】健康保険証、負担金、住所が確認できるもの
※予約制ですので、必ず事前に医療機関へお申込みください。

幼児インフルエンザ予防接種補助金交付事業

【対象者】市内在住で、次の①、②の両方に該当する幼児の保護者
①満1歳から小学校就学前の幼児
②同年度中にインフルエンザ予防接種を2回受けた幼児
【申請期間】10月17日(月)～平成24年3月15日(木)
【補助額】1,000円
※必ず、接種前に必要な書類を下記申請窓口で受け取るか、市ホームページよりダウンロードして、医療機関に持参してください。
※2回接種後に上記書類を持参のうえ、下記申請窓口にて申請してください。
【申請窓口】健康推進課（東別館6F）、保健センター高月分室、保健センター浅井分室（浅井支所1F）、支所福祉生活課（木之本支所、余呉支所、西浅井支所、湖北支所、虎姫支所、びわ支所）

問 健康推進課（☎65－7779）、保健センター高月分室（☎85－6420）

お知らせ

禁煙チャレンジャー募集！

喫煙は、生活習慣病（がん、循環器疾患、呼吸器疾患など）の原因となるほか、未熟児出生や早産、死産、新生児死亡をも招きます。健康を守るためには喫煙対策が非常に重要です。

市では、「禁煙チャレンジ」と題して、禁煙の支援を行っています。

「わかっちゃいるけどやめられない」というあなた、保健師と一緒に禁煙にチャレンジしませんか？

【対　象】市内在住または在勤で禁煙したいと思っている人
【参加料】500円
【内　容】個人面接や電話・メールによる、3か月の禁煙プログラム
【募集期間】12月20日(火)まで　　※電話で下記まで申込みください。

問・申 健康推進課（☎65－7779）

10月から子ども手当制度が変わります

子ども手当特別措置法が国会で可決されました。

これにより、平成23年10月分以降の子ども手当の受給については、これまで子ども手当を受給していた人も含め、支給要件に該当するすべての人が新たに認定請求等の手続きをする必要があります。

手続きの方法等については、広報ながはま10月15日号でお知らせします。

※平成21年度の児童手当については、時効により10月11日で受給資格が消滅します。

まだ児童手当の現況届の提出がお済みでない人は、至急手続きをお願いします。

問 子育て支援課（☎65－6514）

乳幼児福祉医療費受給券の申請はお済みですか

●健康保険に加入されている就学前のお子さんを対象に、医療費を助成する「福祉医療費受給券」を交付しています。申請がまだの人は、健康保険証、印鑑を持参し担当窓口で手続きをしてください。※所得確認が必要となりますので、未申告の人は所得の申告が必要です。転入された人は所得証明書が必要です。

●受給券をすでにお持ちの人で、更新手続きが必要な人には、市から更新通知をお送りしています。更新手続きを済まされないと、10月以降の受給資格がなくなりますので、早めに手続きを行ってください。

子ども医療費を助成しています

●小中学生の入院費（食事代、公費等を除く保険診療分）を助成しています。

【対象者】市内在住の小中学生（保護者も市内在住）
【持ち物】領収書、印鑑、保護者の振込先のわかるもの、健康保険証、社会保険等の高額療養費・附加金等支給決定通知書（該当する人）

※高額療養費等の支給決定後の申請となります。

問 保険医療課（☎65－6527）、各支所福祉生活課

平成24年度の「保育園」・「認定こども園（長時部・短時部）」・「幼稚園」入園、「放課後児童クラブ」通所の受付を開始します。

【受付期間】10月13日(木)～21日(金)　※詳しくは広報ながはま9月1日号8，9頁をご覧ください。
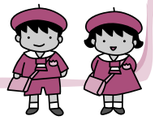
問 ☆保育園・認定こども園（長時部）、放課後児童クラブについては…
子育て支援課（☎65－6514）、各支所福祉生活課または、各保育園および認定こども園
☆幼稚園・認定こども園（短時部）については…
教育指導課（☎74－3701）または、各幼稚園および認定こども園